## 国立大学法人東京外国語大学災害発生時における職員非常参集要領

令和6年2月21日 規 則 第27号

(目的)

第1 本要領は、夜間・土日祝日等の勤務時間外において大地震等の災害が発生した場合の、国立大学法人東京外国語大学(以下「本学」という。)職員の非常参集について、必要な事項を定める。

(緊急参集体制)

- 第2 本学の所在地である府中市において、震度6弱以上の地震が発生した場合には、総務企画 課長は、直ちに学長の指示を受け、別に定める緊急参集要員に対し、緊急参集要請を行う。
- 2 要請を受けた緊急参集要員は、自らの安全を確保した後、速やかに大学に参集し、学内の被害状況等の情報を収集し、総務企画課長に報告する。
- 3 緊急参集要員は、明らかに大学への被害が見込まれると判断できる場合は、電話の不通等により緊急参集要請ができない場合等を考慮し、緊急参集要請があったものとして、自らの安全を確保した後、自発的に参集するものとする。
- 4 総務企画課長は、緊急参集要員からの報告により被害状況等を取り纏め、学長に報告する。
- 5 学長は、危機対策本部の設置の可否を判断し、総務企画課長に指示する。 (危機対策本部への参集)
- 第3 学長が危機対策本部の設置を必要と判断した場合は、「災害対策マニュアル」に定める「危機発生時の連絡体制」に基づき、危機対策本部要員に対して参集要請を行う。
- 2 危機対策本部要員は、自らの安全を確保した後、設置された危機対策本部へ参集し、危機対 策本部の業務を行う。
- 3 危機対策本部要員は、明らかに危機対策本部の設置が見込まれると判断できる場合は、電話 の不通等により参集要請ができない場合等を考慮し、自らの安全を確保した後、自発的に危機 対策本部に参集するものとする。
- 4 学長は、危機対策本部設置後において、第2に掲げる緊急参集要員に対して、必要により危機対策本部業務への協力要請、又は帰宅の指示を出すものとする。

(不在時の対応)

- 第4 災害発生時に学長が不在の時は、理事(総括担当)がその職務を代行するものとする。
- 2 災害発生時に総務企画課長が不在の時は、総務企画課課長補佐がその職務を代行するものと する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。